

令和元年6月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第48号	議案名	専決処分について〔琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について〕			
目的	<p>地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)等が平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。</p>					
内容	<p>1 課税限度額の引上げ 国民健康保険税の基礎課税額(医療分)に係る限度を61万円(現行:58万円)に引き上げる。 ※後期支援分19万円、介護分16万円は現行どおり。</p> <p>2 減額の対象となる所得の基準の引上げ (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28万円(現行:27.5万円)に引き上げる。 (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を51万円(現行:50万円)に引き上げる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>I 課税限度額の見直し</b></p> <p>【改正後】課税限度額  基礎課税額: 61万円  後期高齢者支援金等課税額: 19万円  介護納付金課税額: 16万円</p> <p style="text-align: center;"><b>II 経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し</b></p> <p>【改正後】軽減判定所得  7割軽減基準額=基礎控除額(33万円)  5割軽減基準額=基礎控除額(33万円)+28万円×(被保険者数*)  2割軽減基準額=基礎控除額(33万円)+51万円×(被保険者数*)</p> </div>					
補足事項	<p>1 専決処分日 平成31年3月29日</p> <p>2 施行日 平成31年4月1日</p>					